

10月から国民健康保険の被保険者証が変わります

被 保険者証は国民健康保険に加入している一人ひとりに1枚ずつ交付されます。医療機関を受診するときは必ず保険証を提示しましょう。



■被保険者証

被保険者証の送付について

新しい被保険者証は、9月下旬に世帯主の方へまとめて簡易書留で送付します。不在の場合は連絡票が配達されますので、内容をご確認のうえお受け取りください。

なお、長期の不在または入院などの予定がある場合は、**9月8日(水)まで**に町福祉保健課へご連絡をお願いします。

被保険者証の有効期間について

新しい被保険者証の有効期間は、10月1日(金)から令和4年9月30日(金)までの1年間です。ただし、下記に該当する方は次のとおり有効期間が短くなります。

- ・10月2日(土)から令和4年9月30日(金)までの間に75歳になる方
- 有効期間●75歳の誕生日の前日まで
- ※誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

国民健康保険への届け出は速やかに

国民健康保険に加入するときや、国民健康保険を脱退するときには届け出が必要です。次の書類を持参して、町福祉保健課で手続きをしてください。

■国民健康保険に加入するときに必要なもの

- ・社会保険資格喪失証明書(職場等に請求してください)
- ・加入する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)

■国民健康保険を脱退するときに必要なもの

- ・職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・脱退する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)

加入の届け出が遅れると

- ・被保険者証が手元にないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

脱退の届け出が遅れると

- ・職場の健康保険に加入する等で国民健康保険の資格がなくなり、その後に国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、町が負担した分の医療費を返していただくこととなります。
- ※お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の健康保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できません。職場の健康保険証が届く前に受診する場合は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、健康保険の切替手続中であることを医療機関等に申し出てください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

美郷町ホームページをご利用ください!

行政サイト



最初にこのページが表示されます



美郷町観光情報公式サイト



たくさん
アクセス
してね!



<https://www.town.misato.akita.jp>

秋田県美郷町

検索

ジェネリック医薬品希望シールを同封しています

9月下旬に送付する国民健康保険被保険者証とともに、ジェネリック医薬品希望シールを同封しています。ジェネリック医薬品とは、国が先発医薬品(新薬)と品質や効き目、安全性が同等と認められたお薬のことで、安心して使用できます。ジェネリック医薬品を希望される方は、シールを保険証やお薬手帳に貼ってお使いください。

留意事項

- ・ジェネリック医薬品は医療用医薬品なので、医師による処方箋が必要です。
- ・すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- ・治療内容や体質によって、ジェネリック医薬品が適さない場合がありますのでかかりつけ医や、薬剤師によく相談したうえでお薬を選びましょう。



■ジェネリック医薬品希望シール

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

社会福祉施設等の新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る取り組みに対して補助します

町内社会福祉施設等(介護サービス事業所または障がい福祉サービス事業所)が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために設置する対策設備に対して補助し、必要なサービスを提供することができるよう支援します。

補助金名●美郷町社会福祉施設等感染症対策環境整備支援事業補助金

補助対象者●町内に所在する社会福祉施設等を運営する事業者(民間企業、社会福祉法人など)

申請期限●9月30日(木)

事業実施期限●令和4年1月31日(月)

必要書類●申請書、事業計画書、事業収支予算書、見積書・製品仕様書・図面、町税等納税証明書

申請方法●必要書類をそろえて、町福祉保健課へ申請してください。申請書様式は町ホームページからダウンロードできるほか、町福祉保健課に備え付けています。

■補助対象経費等

補助対象経費	補助率
・換気扇 ・網戸 ・飛沫感染防止のための間仕切り ・手洗い場 ・二酸化炭素濃度測定器 ・非接触型手指消毒器 ・非接触体温計 ・サーモカメラ の設置など感染症拡大予防対策に資する物品や機器を事業所内に設置・改修する経費 ※対象経費の総額が税込4万円以上のものに限りです。	4分の3



申・問●町福祉保健課 福祉班・地域包括支援班 ☎0187(84)4907